

# ○熊本県警察官の服制に関する訓令

平成7年2月15日

本部訓令甲第2号

## 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 服制(第3条―第9条)
- 第3章 活動服等の着用(第10条)
- 第4章 特別な業務に従事する警察官の服制(第11条・第12条)
- 第5章 私服の着用(第13条)
- 第6章 記章の着装等(第14条―第16条)
- 第7章 雑則(第17条―第23条)
- 附則

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この訓令は、警察官の服制に関する規則(昭和31年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)、警察官の服制に関する細則(平成6年警察庁訓令第1号)及び熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例(昭和29年熊本県条例第42号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、熊本県警察官(以下「警察官」という。)の服制並びに支給品及び貸与品に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (被服の使用期間の計算)

第2条 条例第2条第5項に規定する支給品の使用期間の計算は、着用期間を通算するものとする。ただし、休職、停職、休暇その他の事由により長期にわたり勤務しなかった者の支給品の使用期間の計算に当たっては、その事由が生じた日の翌月から終了した日の前月までの期間は、着用期間に含まないものとする。

## 第2章 服制

### (帯革の着装要領)

第3条 帯革は、ベルトの上に本帯を重ねバックルを正面にして留め、警棒つりと手錠入れの中間及び拳銃入れの後方で、留め革により本帯とベルトを挟んで着装するものとする。

### (帯革付属品の着装要領)

第4条 帯革付属品の着装要領は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 拳銃入れは、拳銃用調整具に接続して着装するものとし、腰部に貫通口が設けられている冬服上衣又は合服上衣を着用するときは、拳銃入れを上衣右腰部の貫通口から取り出すものとする。

(2) 手錠入れは、ズボン又はスカートの左後部に、その左端が左側留め革に接するよう  
に装着するものとする。

(3) 警棒つりは、ズボン又はスカートの左後部に、姿勢を正し左手を垂直に垂れたと  
き、警棒が左腕の後方になるように装着するものとし、腰部に貫通口が設けられてい  
る冬服上衣又は合服上衣を着用して警棒を携帯するときは、警棒つりを上衣左腰部の  
貫通口から取り出すものとする。

(拳銃つりひもの使用)

第5条 拳銃つり環のある拳銃を着装するときは、拳銃つりひもを使用するものとする。

(警棒の着装要領)

第6条 警棒は、警棒つりに収納し、そのひもの先端を警棒つりの後方で帯革の本帯の上  
から内側に挟み装着するものとする。

(靴の着用)

第7条 靴は、黒色短靴を着用するものとする。ただし、所属の長(以下「所属長」とい  
う。)が特に指示したときは、この限りでない。

(警笛)

第8条 警笛には、約60センチメートルの黒ひもを付け、手錠の鍵1個を警笛つり環に  
取り付けるものとする。

(女性警察官の服制)

第9条 女性警察官は、スカートに代えてズボンを、制服用ワイシャツ又は夏服の上にベ  
ストを着用することができる。

### 第3章 活動服等の着用

(活動服等の着用)

第10条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、活動服、活動帽又は活動ネ  
クタイを着用することができる。

- (1) 宿日直勤務又は警察署当番に従事するとき。
- (2) 留置業務に従事するとき。
- (3) 地域警察勤務に従事するとき。
- (4) 警察用車両に乗車し、警察用船舶に乗船し、又は警察用航空機に搭乗して勤務す  
るとき。
- (5) 捜索に従事するとき。
- (6) 鑑識のための作業に従事するとき。
- (7) 交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事するとき。
- (8) 道路標識及び道路標示の設置又は管理に係る業務に従事するとき。
- (9) 治安警備実施又は雑踏警備実施に従事するとき。
- (10) 災害警備実施に従事するとき。
- (11) 前各号に掲げる業務に準ずる業務に従事するとき。

### 第4章 特別な業務に従事する警察官の服制

(特別な業務に従事する警察官の服制)

第11条 条例第4条に規定する特殊の被服又は装備品は、次の各号に掲げる者に貸与し、  
その品目、制式等については、それぞれ当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。

- (1) 熊本県警察音楽隊(以下「音楽隊」という。)の隊員 別表第1
  - (2) 留置業務に従事する警察官のうち看守勤務員 別表第2
  - (3) 熊本県警察山岳救助隊(以下「山岳救助隊」という。)の隊員 別表第3
  - (4) 熊本県警察航空隊(以下「航空隊」という。)の隊員 別表第4
  - (5) 鑑識活動に専従する警察官 別表第5
  - (6) 交通警察業務に専従する警察官(交通機動隊及び高速道路交通警察隊に勤務する警察官(以下「交通機動隊員等」という。)を除く。以下「交通警察官」という。) 別表第6
  - (7) 交通機動隊員等 別表第7
- 2 前項各号に掲げる者が、当該業務に従事する場合は、前項の規定により貸与された特殊の被服又は装備品を着用し、又は着装するものとする。
- 3 所属長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、その業務に従事させる警察官に対し、それぞれ当該各号に定める服装をさせることができる。
- (1) 看守勤務員以外の警察官を看守業務に従事させる場合 看守勤務員の服装
  - (2) 交通警察官以外の警察官を交通警察業務に従事させる場合 交通警察官の服装(例外)

第12条 所属長は、特に必要があると認めるときは、警察本部長の承認を得て、前条に規定する服装と異なる服装をさせることができる。

#### 第5章 私服の着用

(私服の着用)

第13条 私服を着用することができる警察官は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警察本部(留置管理課、地域課(職務質問指導班及び鉄道警察隊に限る。)、通信指令課、運転免許課、運転免許試験課、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊を除く。)及び熊本市警察部に勤務する警察官
  - (2) 警察署の生活安全、刑事及び警備を担当する課又は係に勤務する警察官
- 2 所属長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、所属の警察官に対し私服を着用させることができる。

#### 第6章 記章の着装等

(エンブレムの識別図柄)

第14条 規則第2条別表に規定するエンブレムの識別図柄は、別図1のとおりとする。

(バックルの日章の図柄等)

第15条 規則第2条別表に規定するベルトのバックルには日章を付けるものとする。

2 前項の日章の図柄は、別図2のとおりとする。

(記章の着装)

第16条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める記章を着装するものとし、その制式等については、別表第8のとおりとする。

- (1) 警察署の署長 署長章
- (2) 警察署の副署長 副署長章
- (3) 山岳救助隊の隊長 山岳救助隊長章及び山岳救助隊員章
- (4) 山岳救助隊の副隊長 山岳救助隊副隊長章及び山岳救助隊員章

- (5) 山岳救助隊の隊員 山岳救助隊員章
- (6) 航空隊の隊員 航空隊員章
- (7) 鑑識活動に専従する警察官 熊本県警察鑑識エンブレム
- (8) 交通機動隊の隊員 交通機動隊員章
- (9) 高速道路交通警察隊の隊員 高速道路交通警察隊員章
- (10) 機動隊の隊長 機動隊長章及び機動隊員章
- (11) 機動隊の副隊長 機動隊副隊長章及び機動隊員章
- (12) 機動隊の隊員 機動隊員章

## 第7章 雑則

(支給品及び貸与品の送付)

第17条 警察本部長は、支給品及び貸与品を送付するときは、給貸与品送付状(別記様式第1号)を添えて、支給品又は貸与品を当該所属長に送付するものとする。

2 所属長は、前項により支給品又は貸与品の送付を受けたときは、給貸与品受領書(別記様式第2号)を警察本部長に送付しなければならない。

(特殊被服等の申請)

第18条 所属長は、第4章の規定に基づき特殊被服等を貸与する事由があるときは特殊被服等貸与申請書(別記様式第3号)により、警察本部長に申請しなければならない。

(亡失等の措置)

第19条 警察官は、使用期間満了前の支給品又は貸与品を亡失したとき又は毀損して使用に耐えなくなったときは、直ちに所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、毀損亡失報告書(別記様式第3号の2)により警察本部長に報告しなければならない。ただし、毀損による報告を受けた場合で、当該毀損が本人の故意又は重大な過失によって生じたものでないことが明らかとなるときは、この限りでない。

3 所属長は、第1項の規定による報告を受けたときは、前項に規定する報告を行うほか、給貸与品申請書(別記様式第4号)又は前条に規定する特殊被服等貸与申請書により、警察本部長に申請しなければならない。

(支給品及び貸与品の返納)

第20条 所属長は、当該所属の警察官が退職、休職等の理由により支給品又は貸与品を返納する場合は、給貸与品返納書(別記様式第5号)により、現品を添えて速やかに警察本部長に送付しなければならない。

(支給及び貸与事務)

第21条 支給品及び貸与品に関する事務は、警務部警務課長が行うものとする。

(支給品台帳及び特殊被服等台帳)

第22条 警務部警務課長は、支給品の支給及び貸与品の貸与状況を明らかにするため、支給品・貸与品台帳(別記様式第6号)及び特殊被服等台帳(別記様式第7号)を作成し、これらを保管しなければならない。この場合において、支給品・貸与品台帳及び特殊被服等台帳は電磁的方法により作成し、及び保管することができる。

(簿冊)

第23条 警務部警務課長は、支給品及び貸与品の管理のため、給貸与品送付状の写し、給

貸与品受領書、特殊被服等貸与申請書、給貸与品申請書及び給貸与品返納書を保管しておかなければならない。

- 2 所属長は、所属警察官に対する支給品の支給及び貸与品の貸与状況を明らかにするため、給貸与品送付状を保管しておかなければならない。
- 3 給貸与品送付状及びその写し、給貸与品受領書、特殊被服等貸与申請書、給貸与品申請書並びに給貸与品返納書の保存期間は、会計年度で1年とする。

附 則

この訓令は、平成7年2月16日から施行する。

附 則(平成9年3月7日本部訓令甲第3号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月25日本部訓令甲第6号)

この訓令は、平成9年3月26日から施行する。

附 則(平成10年10月23日本部訓令甲第9号)

この訓令は、平成10年11月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日本部訓令甲第11号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月13日本部訓令甲第2号)

この訓令は、平成12年3月23日から施行する。

附 則(平成14年3月15日本部訓令第2号)

この訓令は、平成14年3月25日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成16年3月12日本部訓令第9号)

この訓令は、平成16年3月31日から施行する。

附 則(平成16年8月31日本部訓令第15号)

この訓令は、平成16年9月8日から施行する。

附 則(平成17年1月15日本部訓令第2号)

この訓令は、平成17年1月15日から施行する。

附 則(平成17年2月11日本部訓令第4号)

この訓令は、平成17年2月11日から施行する。

附 則(平成17年9月16日本部訓令第13号)

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月23日本部訓令第4号)  
この訓令は、平成18年3月31日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成18年3月27日本部訓令第9号)  
この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成19年3月14日本部訓令第3号)  
この訓令は、平成19年3月22日から施行する。

附 則(平成19年3月14日本部訓令第8号)  
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月18日本部訓令第4号)  
この訓令は、平成20年3月31日から施行する。

附 則(平成20年4月9日本部訓令第9号)  
この訓令は、平成20年4月9日から施行する。

附 則(平成21年3月13日本部訓令第3号)  
この訓令は、平成21年3月27日から施行する。

附 則(平成24年3月12日本部訓令第1号)  
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日本部訓令第4号)  
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月15日本部訓令第3号)  
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年7月10日本部訓令第12号)  
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年7月10日から施行する。  
(経過措置)
- 2 熊本県警察航空隊の隊員は、この訓令による改正後の熊本県警察官の服制に関する訓令別表第3及び熊本県警察の一般職員に対する被服等の貸与に関する訓令別表第1の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の被服を用いることができる。

附 則(令和元年11月11日本部訓令第4号)  
この訓令は、令和元年12月1日から施行する。

附 則(令和2年11月16日本部訓令第18号)

この訓令は、令和2年12月1日から施行する。

附 則(令和3年3月17日本部訓令第2号)  
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月22日本部訓令第1号)  
この訓令は、公布の日から施行する。

※ 別表・別図・別記様式(略)